

## 「半導体生産拠点の立地に伴う取引創出等調査検討業務」企画提案募集要領

この要領は、「半導体生産拠点の立地に伴う取引創出等調査検討業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 募集事項

#### (1) 案件名

半導体生産拠点の立地に伴う取引創出等調査検討業務

#### (2) 事業目的

宮城県（以下「本県」という。）では、昨年度策定した「みやぎ半導体産業振興ビジョン」に基づき、「大規模事業用地の確保」に向けた検討や、「半導体人材の育成・確保」、地域企業の「半導体分野への参入促進・取引創出」など、立地優位性を一層高めながら、拠点の柱となる半導体工場の誘致に取り組むこととしている。

【参考】みやぎ半導体産業振興ビジョン

[https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/semicon/vision\\_fin.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/semicon/vision_fin.html)

このうち、「半導体分野への参入促進・取引の創出」の推進に当たっては、製造装置や部素材を含む半導体の製造プロセスに関わるものに加え、生産拠点に従事する従業員等の生活面（住まい、交通、教育、医療・介護等）など、幅広い取引需要を可能な限り「可視化」とするとともに、立地自治体や地元企業との強いネットワークを有する金融機関、関係団体等と連携を図りながら、生産拠点の立地がもたらす経済効果を高めるための地域による取組を研究・参考とすることが重要であると考えている。

このため、本業務では、国内の先進地域において現に生じている、半導体生産拠点の立地がもたらす変化・効果・課題等を各種統計や現地関係者からのヒアリング等に基づきとりまとめるとともに、とりまとめ結果や国内外の取組事例を踏まえ、今後本県が取り組むべき関連施策等の立案を行うことを目的とするものである。

#### (3) 委託業務内容

別添「業務委託仕様書（案）（以下「仕様書案」という。）」による。

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

#### (5) 事業費（委託上限額）

15,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 応募資格

プロポーザルへの参加を申し込む者は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者 若しくは破産手続開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号（別表1）に規定する措置要件に該当しない者。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- (9) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (10) 委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

### 3 スケジュール

募集開始から業務開始までの予定は下表のとおりである。なお、予告なく変更する場合がある。

|                         |                                          |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 企画提案の募集開始               | 令和7年5月21日（水）                             |
| 質問受付                    | 令和7年5月21日（水）から<br>令和7年5月27日（火）午後5時まで（必着） |
| 質問への回答                  | 令和7年5月30日（金）午後5時までに回答                    |
| 参加表明書の提出期限              | 令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）                    |
| 企画提案書の提出期限              | 令和7年6月25日（水）午後5時まで（必着）                   |
| 企画提案書の書面審査（3者を超える場合に限る） | 令和7年6月下旬                                 |
| 書面審査の結果発表（3者を超える場合に限る）  | 令和7年6月下旬                                 |
| 企画提案書のプレゼンテーション審査       | 令和7年7月1日（火）                              |
| 審査結果の通知                 | 令和7年7月上旬                                 |
| 見積合わせ、契約の締結             | 令和7年7月中旬                                 |
| 業務開始                    | 令和7年7月下旬                                 |

### 4 企画提案に関する質問受付及び回答

(1) 受付期間 令和7年5月21日（水）から同年5月27日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 提出先の電子メールアドレスは下記のとおりとする。

[semicon@pref.miyagi.lg.jp](mailto:semicon@pref.miyagi.lg.jp)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和7年5月30日（金）までに宮城県経済商工観光部半導体産業振興室（以下「事務局」という。）のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

原則として電子メールにより提出すること。なお、セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は事務局に連絡すること。

(4) 提出先の電子メールアドレス

[semicon@pref.miyagi.lg.jp](mailto:semicon@pref.miyagi.lg.jp)

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第3号）

ロ 企画提案書（任意様式）

規 格：A4判横書きとし、電子データにより提出すること。

ページ数：上限は設けないが20ページ程度を目安とすること。

※ページ数の多寡は評価に影響しない。

ハ 応募資格に係る宣誓書（様式第4号）

ニ 参考見積書（任意様式）

- ・本業務に係る経費（人件費、交通費等）は全て計上すること。
- ・別添「仕様書案」に基づき、必要な数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ・参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(2) 提出方法

イ 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時（必着）

ロ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は事務局宛て連絡すること。

なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

ハ 提出先の電子メールアドレス：[semicon@pref.miyagi.lg.jp](mailto:semicon@pref.miyagi.lg.jp)

(3) 企画提案書の構成

イ 表紙

委託業務名、事業者名を記載すること。

ロ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

ハ 本文

以下の内容が具備されていること。

- ①主な調査対象とした先進地域の範囲と選定理由
- ②半導体生産拠点の立地に伴い想定される取引需要等の経済効果及び課題（分野別に整理）に関する仮説とその根拠
- ③上記仮説を検証するための調査項目、調査想定先、調査方法等
- ④調査事業の着実な進捗に向けた先進地域との連携体制
- ⑤企画提案者の独自提案（任意）

ニ 参考見積額

ホ 業務実施体制

- ①調査業務の実施スケジュール案
- ②業務実施体制

ヘ 類似する業務の過去の実績

(4) 留意事項

イ 企画提案は1者につき1案とする。

ロ 提出されたデータ内容の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類等は返却しない。

ハ 審査は提出された企画提案書類により行うが、当該書類の内容について事務局から確認や説明を求めることがある。

ニ 企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。

ホ 提出した企画提案を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。  
なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。

ヘ 提出された企画提案書類は行政文書に該当するため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、予め承知すること。

7 企画提案書の審査及び選定

(1) 評価・選定の体制

イ 企画提案者の評価は、評価基準における審査項目ごとに設定された配点により行う。

ロ 選定委員はそれぞれの企画提案を評価し、評価合計点が満点の6割以上で、かつ、最も上位であった企画提案者を業務委託候補者に選定する。

ハ 評価合計点が満点の6割以上で、かつ、最も上位の者が複数いる場合、各選定委員の評価において1位の採点を最も多く取得した企画提案者を業務委託候補者に選定する。

ニ 前項の規定にかかわらず、選定委員の評価合計点が満点の6割に満たなかった場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、選定委員会を開催する。

ホ 企画提案者が3者を超えた場合は、事務局により、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書面審査）を実施し、上位3者を選定する。

ヘ 企画提案者が1者のみであった場合は、選定委員の評価合計点が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

ト 次点以下の企画提案者に、選定委員の過半以上に1位と採点された者がいる場合など、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により業務委託候補者を選定する。

(2) 書面審査

イ 書面審査の実施日

令和7年6月下旬(予定)

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、事務局により評価基準(別表2)に基づいて審査し、書面審査の結果、企画提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 書面審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

イ 実施日時

令和7年7月1日(火)午後(予定)。詳細は審査対象者に別途通知する。

ロ 実施場所

宮城県行政庁舎(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)を予定。詳細は審査対象者に別途通知する。

ハ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき4名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は40分以内(説明20分以内、質疑応答20分以内)とし、本県が指定した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された「企画提案書」に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・当日の新たな資料配布は、企画提案の差し替えや変更にあらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は紙ベースで8部持参するとともに、事務局宛て電子メールで提出すること。(※提出先の電子メールアドレスは「企画提案書」と同様)
- ・プレゼンテーション会場には、事務局がプロジェクタ又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。また、「入札結果等の公表要領(平成20年4月1日施行)」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

イ 企画提案者名称

ロ 選定された業務委託候補者の名称と得点

ハ 他の企画提案者の得点(得点を点数順に記載するのみで、企画提案者名は列記しない)

ニ 選定委員名

(5) 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取消し、(1)イによる評価合計点が次点の者を業務委託候補者とする。

イ 業務委託候補者が辞退した場合。

ロ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合。

8 失格事由

企画提案者が次のいずれかの行為をしたときは、その企画提案者を失格とする。

- (1) 故意に選定委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- (3) 本募集要領等に従っていない場合。
- (4) 同一の企画提案者が、2案以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。
- (6) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

## 9 委託契約の締結

### (1) 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

### (2) 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書案及び企画提案された内容を踏まえ、本県と業務委託候補者間で協議の上決定する。

### (3) 見積合わせの実施

本県は、業務委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

### (4) 委託料の支払条件

委託料の支払条件については、本県と業務委託候補者間の協議により、契約書で定めるものとする。

### (5) 契約保証金

業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

### (6) その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏洩してはならない。

## 10 問合せ先

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室（担当：及川・飯田）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2486 FAX：022-211-2739 電子メール：[semicon@pref.miyagi.lg.jp](mailto:semicon@pref.miyagi.lg.jp)

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

| 措 置 要 件 |                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1       | 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。 |
| 2       | 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。                                              |
| 3       | 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。                                                 |
| 4       | 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。                                                                                                             |
| 5       | 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。                                                                                                 |

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

| 審査項目                      | 審査の観点                                                                                                                                                                                                                | 配点     |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 企画提案のポイント               |                                                                                                                                                                                                                      | 【160点】 |
| ① 先進地域の選定等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査に要する費用及び時間が限られる中、本県の半導体産業振興ビジョンや立地環境等を踏まえつつ、調査事業の主な対象とする「先進地域」の絞り込み等が適切な理由に基づき行われているか。</li> <li>注) 調査対象地域の多寡は評価に影響を与えない。より効率的・効果的な調査を可能とするための論理的整理がなされているかを評価する。</li> </ul> | 30     |
| ② 生産拠点の立地がもたらす経済効果等に関する仮説 | <ul style="list-style-type: none"> <li>先進地域をはじめ、半導体生産拠点の立地地域で創出される取引需要等の経済効果や課題について、分野別（製造プロセス、住まい、交通、従業員等の生活面など）に根拠ある仮説が示されているか。</li> </ul>                                                                         | 40     |
| ③ 調査項目等の想定                | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記仮説の検証に必要な調査先やヒアリング項目等が体系的かつ適切に整理されているか。</li> </ul>                                                                                                                          | 30     |
| ④ 先進地域との連携体制等             | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査事業の着実な進捗のため、自治体や金融機関など、先進地域等との連携体制が構築されているか、又はどのように構築しようと考えているか。</li> </ul>                                                                                                 | 30     |
| ⑤ 独自提案                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の効果等向上に寄与すると考えられる企画提案者独自の提案が盛り込まれているか、又は当該提案の内容は適切か。</li> </ul>                                                                                                            | 30     |
| 2 業務遂行能力関係                |                                                                                                                                                                                                                      | 【40点】  |
| 業務遂行能力                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容を確実に履行できる組織・人員体制が整備されているか。</li> <li>本業務に関連する業務実績及び経験はあるか。</li> </ul>                                                                                                      | 20     |
| 適正な費用の算出                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>打合せや現地調査に要する旅費等、事業の円滑な進捗を担保する費用の積算がなされているか。</li> </ul>                                                                                                                        | 20     |
| 合 計                       |                                                                                                                                                                                                                      | 【200点】 |